

○ 特別療養費の算定に関する留意事項について（平成20年4月10日老老発第0410002号厚生労働省老健局老人保健課長通知）（抄）

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 施設基準等</p> <p>1 感染対策指導管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該介護療養型老人保健施設において、施設内感染対策委員会が月1回程度、定期的で開催されていること。 <u>施設内感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 <u>褥瘡対策指導管理</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 施設基準等</p> <p>1 感染対策指導管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該介護療養型老人保健施設において、施設内感染対策委員会が月1回程度、定期的で開催されていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 <u>褥瘡対策管理指導</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>